

北海道立札幌高等技術専門学院  
機動職業訓練の実施に係る企画提案書募集要領

離職者等の再就職を促進するための公共職業訓練（以下「機動職業訓練」という。）の実施に係る企画提案書の募集については、この要領（以下「企画提案書募集要領」という。）に定めるところによる。

1 機動職業訓練の目的及び内容

- (1) 実施する全ての機動職業訓練コースにおいて、訓練受講者全員が、機動職業訓練を受講したことにより就職できるようになることを目的とする。
- (2) 民間教育訓練機関等（以下「事業者」という。）を活用した機動職業訓練の実施内容は、「北海道立札幌高等技術専門学院機動職業訓練の実施に係る企画提案書作成のための指示書」（以下「指示書」という。）で定めるとおりとする。

2 企画競争に参加できる事業者等の資格

- (1) 次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 道内に本店又は事業所を有する法人（いわゆる「権利能力なき社団」等を含む。）、若しくは道内に住所を有する個人であること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
  - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
  - キ 道税及び消費税を滞納している者でないこと。
  - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
    - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - ・厚生年金保険（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - ケ 過去に機動職業訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為を行ったこと、又は行おうとしたことが明らかとなった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。
  - コ 過去に機動職業訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為により就職支援経費の支給を受けたこと又は受けようとしたことが明らかになったものは、不正行為に係る処分を通知された5年を経過していること。

### 3 事業の実施に係る基本的な要件

- (1) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、機動職業訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。  
具体的には次の要件を全て満たしていること。
  - ア 訓練の実施に当たり、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る業務処理責任者1名を訓練実施場所ごとに配置でき、また受講者（以下「学生」という。）からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。
  - イ 教室の面積は、学生1人当たり1.65㎡以上であり、事務室とは別にすること。
  - ウ カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、次の要件を全て満たしていること。
    - (ア) パソコンについては1人1台使用できること。
    - (イ) ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。
- (2) 過去1年間に当該訓練コースに類似する機動職業訓練の受託実績があること。又はそれと同等の業務実績があること。
- (3) 機動職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する指導員が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 指導員は、実技に当たっては、学生15人までは1人以上、15人を超えるときは2人以上（助手を含む。）、学科にあっては、学生30人に1人以上の配置を標準とすること。
  - イ 指導員は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）第30条の2第2項の規定に該当する者であり、機動職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等を含む。）であること。  
特に、情報通信関連コースについては、当該コースの専門的な指導経験、IT機器導入の支援の業務等、日常的にIT機器の利用法等について、ユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であるなど指導員として相応しい者であること。  
また、企業実習においては、上記に定める者のほか、訓練内容について熟知しており、かつ、適切に指導できる者についても指導員となれること。
- (4) 北海道立札幌高等技術専門学院（以下「学院」という。）が実施する企画競争に係る説明会に参加した者であること。
- (5) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
  - ア 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から2年を経過していない者。
  - イ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、委託先機関とすることが相応しくないと学院長が判断した者又は判断する者。
  - ウ その他機動職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと学院長が判断した者又は判断する者。
- (6) 機動職業訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような保護・管理を適正に行うことができる者であること。
- (7) デュアルシステム委託訓練の場合は、次の要件をすべて満たしている者であること。
  - ア 訓練定員分の企業実習先を確保できる者であること。
  - イ 企業実習先への指導、訓練実施状況の報告、就職状況調査が適正かつ効果的に実施できる者であること。
- (8) 緊急再就職訓練及びデュアルシステム委託訓練の場合は、学生に対して就職支援を実施で

きる就職支援責任者を設置できる者であること。

(9) 障害者委託訓練を除く訓練を受託する場合には、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び職業能力証明を実施するジョブ・カード作成アドバイザーの配置が完了している者又は当該配置が訓練の開始前までに確実に見込める者であること。

(10) 託児サービスを提供する訓練の場合は、次のいずれにも該当するものであること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める次のいずれかの施設において、施設内又は施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを実施すること。

(ア) 保育所（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たしているもの）（原則として、保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

(イ) 小規模保育事業施設（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

(ウ) 家庭的保育事業施設（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

(エ) 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）

(オ) 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号）を満たしているものに限る。）

(カ) 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

イ 近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にあること、また、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合、訓練実施場所には学生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮のうえ、その場所まで児童の送迎を行う等、必要に応じて対応できること。

ウ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、損害保険、賠償責任保険等に加入すること。（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）

エ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

オ ア～エのほか、北海道または市町村において、別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

(11) 平成26年度から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、職業訓練サービスの向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年度策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」が実施されていることから、一層の訓練の質の向上のため当該研修の受講状況も踏まえた選定を行う。

#### 4 手続等

##### (1) 担当部局

〒065-0027 札幌市東区北27条東16丁目1番1号

北海道立札幌高等技術専門学院 能力開発総合センター

TEL：011-781-7192

FAX：011-781-7194

メールアドレス：sagisen.center@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 交付資料

- ア 企画提案書募集要領
- イ 指示書

(3) 資料の交付方法

札幌高等技術専門学院ホームページ（以下、「札幌高等技術専門学院HP」という。）からのダウンロード

交付期間 令和3年12月14日（火）から令和4年1月17日（月）まで  
札幌高等技術専門学院ホームページのURL  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sps/>

(4) 説明会の日時及び場所

日 時 令和3年12月27日（月） 午後1時30分  
場 所 札幌市東区北27条東16丁目1番1号  
北海道立札幌高等技術専門学院 会議室  
TEL (011) 781-7192

5 企画提案書募集に関する問合せ

(1) 問合せ先

4(1)に同じ

(2) 問合せ受付期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月11日（火）まで

(3) 受付方法

FAX又はメールによる。

(4) 回答方法

質問のあった企画競争説明会参加者等に対し、FAX又はメールにより回答する。

6 企画提案書の提出書類、提出部数及び提出期限等

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書として提出が必要な書類の種類及び提出部数は、指示書の4のとおりとする。

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和4年1月17日（月）17時まで〔必着〕

イ 企画提案書の提出先

4(1)に同じ

ウ 提出方法

直接提出（持参）を基本とするが、やむを得ず郵送する場合は、学院長あての簡易書留郵便により発送すること。（提出期限までに必着のこと。）

エ 提出に当たっての留意事項

(ア) 指示書により企画提案書を作成・提出すること。

(イ) 複数の企画提案書を提出する場合は、真に実施可能な訓練コースの数を踏まえて行うこと。

(ウ) 企画提案書を直接提出する際の受付時間は、平日の9時から17時までとする。（土・日・祝日を除く。）

(エ) 提出された企画提案書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

(オ) 虚偽の記載をした企画提案書は、無効とする。

- (カ) 参加資格を満たさない者が提出した企画提案書は、無効とする。
- (キ) 上記（１）に示す全ての書類が提出されない場合は、審査の対象としない。
- (ク) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

## 7 審査の実施

### (1) 実態調査

提出された企画提案書の内容等を確認するため、下記（２）の審査を行う前に、「機動職業訓練の実施に係る企画提案書審査委員会」（学院関係職員等により構成。以下「審査委員会」という。）が実態調査を実施する。

ただし、過去に審査委員会が実態調査を実施し、学院が実態を把握している者についてはこの限りでない。

### (2) 審査の方法

審査委員会が、提出された企画提案書の下記（３）の項目について審査を行い、最良の企画提案書を提出した者（以下「特定者」という。）を決定する。

### (3) 審査項目

- ア 訓練内容等（指導体制、目標、創意工夫等）
- イ 就職促進（就職支援体制、就職率、創意工夫等）
- ウ その他

### (4) 審査の実施

令和４年１月下旬（予定）

### (5) 契約候補者の決定

学院長は、指名選考委員会を開催し、審査委員会から報告のあった特定者について審議し、契約候補者を決定する。

### (6) 選考結果の通知

学院長は、指名選考委員会が契約候補者を決定した場合は、企画提案書を提出した全ての企画競争参加者に対し、選考結果について文書により通知する。

なお、選考結果は札幌高等技術専門学院HPで公表する。

## 8 契約の締結

選考結果通知後、学院長は実施訓練コースに係る学生数が確定次第、契約候補者から経費内訳が記載されている見積書を徴取し、記載された見積価格が予定価格の範囲内である場合には契約候補者と契約を締結する。

なお、契約候補者に選定された者は、特段の理由がない限り契約を辞退できない。

## 9 その他

学院長は、提出された企画提案書については提出者に無断で使用しない。

企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。